

1 審査会の結論

実施機関が行った非公開決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成17年7月22日付けでいなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号。以下「条例」という。）に基づき行った「転居届平成17年6月、7月分」の公開請求に対し、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成17年8月3日付けで行った非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は「住民異動届のうち平成17年6月分及び7月分の転居届（以下「本件対象公文書」という。）」である。

4 実施機関の非公開決定理由説明要旨

実施機関は、次の理由により、本件対象公文書を非公開とした。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、住民異動届のうち平成17年6月及び7月の転居届であり、転居をした者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき届出した際に、同条に規定する届出事項を記載したものである。また、転居届には同条の届出事項のほか届出時に記載された個人情報も記載されている。

本件対象公文書の具体的な記載事項は、届出年月日、届出人の氏名、届出人の印影、届出人の資格（本人、世帯主、代理人等の区分）、届出人の電話番号、異動者の氏名、生年月日（出生の年月日）、性別（男女の別）、続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄）、異動年月日（転居した年月日）、新住所（住所）、前住所（従前の住所）、世帯主名、郵便番号、備考欄への任意記載事項及び届出人の本人確認情報（届出人の運転免許証、旅券等を確認した職員の所属庁舎及び氏名又は職員の印影）である。

(2) 本件対象公文書は、条例第9条第2号本文に定める個人情報に該当する。

本件対象公文書は、本件対象公文書中の情報のうち届出年月日、届出人の資格、異動年月日、本人確認情報及び備考欄への任意記載事項を除く情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第9条第2号本文に定める個人情報に該当する。

(3) 本件対象公文書は、条例第9条第2号ただし書に定める個人情報の例外に該当しない。

ア 第9条第2号ただし書アは、法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報は、公開しなければならないとしているが、転居届そのものについては、法令等に閲覧規定がないため、何人でも閲覧できるとされている情報には該当しない。

イ 第9条第2号ただし書イは、公表することを目的としている情報は、公開しなければならないとしているが、転居届には、前述の情報が記載されており、当該届により、住民票等を事実上適合したものにするための情報が記載されたものであって、公表を目的とした情報には該当しない。

ウ 第9条第2号ただし書ウは、法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公益上公開することが必要であると認められる情報は、公開しな

ければならないとしているが、転居届は法第 23 条に基づき作成されるものであるものの、記載された情報は個人情報として保護されるべき情報であって、公にすることが公益上必要と認められる情報に該当しない。

(4) 本件対象公文書は、条例第 11 条に該当しない。

条例第 11 条は、公開請求に係る公文書に第 9 条各号の規定により公開しないことができる情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、これらの部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度にこれを分離することができるときは、その公開しないことができる部分を除いて、当該公文書を公開しなければならないとしている。しかし、本件対象公文書は、次の理由により、条例第 11 条の規定に該当せず、全てこれを非公開とすべきである。即ち、第 1 に、前述のとおり本件対象公文書に記載された情報の多くは、特定個人に関する情報であり、第 2 に、非公開箇所を除いて公開した場合には文書としての態をなさず、第 3 に、異動届そのものが公開されるべきではないと判断され、条例第 11 条には該当しない。

## 5 異議申立ての理由

異議申立人は、次の理由により、「本件対象公文書は公開されるべきものである。」と主張している。

(1) 非公開の理由提示義務違反

行政不服審査法第 6 条及びいなべ市情報公開条例第 14 条で認められた異議申し立ての行使を著しく困難ならしめるもので、同法及び同条例の趣旨に反するものである。

市は、「特定の個人が識別され、又は識別されうるものに該当する。」と非公開理由を述べるが、記載情報の個別具体的な内容提示がなく、転居届のうちいかなる情報が「特定の個人が識別され、又は識別されうるもの」に該当するのか、皆目検討もつかない。

非開示情報の具体的な提示がない以上、有意義な反論は極めて困難で、事実上、異議申立ての権利を市民の手から奪うものである。

(2) 条例解釈の誤り

ア 条例第 9 条第 2 号ただし書アに該当する。

住民基本台帳法第 11 条は、何人でも住民基本台帳のうち氏名、生年月日、性別及び住所について閲覧を請求できるものとしており、閲覧できる情報と転居届に記載された情報のうち同一の情報は、条例第 9 条第 2 号ただし書アに該当し、公開されなければならない。

イ 条例第 9 条第 2 号ただし書ウに該当する。

転居届は、住民基本台帳法第 23 条の規定に基づき転居をした者が届出したものであり、公益上公開されるべき情報である。

ウ 条例第 9 条第 2 号に該当しない。

転居届の中には、「特定の個人が識別されえない」情報も含んでいるのが当然である。個別具体的な記載内容の提示がないので、推測せざるをえないが、届出日の日付などを開示しただけで、特定個人を識別されうるとする判断は、一般通念とかけ離れた解釈といわざるを得ない。したがって、転居届の記載内容の全てを条例第 9 条第 2 号に該当するとした判断は、誤りである。

## 6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念

としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないように、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、転居した者がその届出時に記載した住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 23 条に定める届出事項のほか届出時に記載された個人情報に記載されている。その様式については法定されていないが、住民基本台帳事務処理要領（改正 2002 年 7 月 12 日総行市第 136 号）にその様式例が示されており、実施機関において使用されている様式も概ねその例示のとおりである。

なお、異議申立人は、異議申立て理由の「理由提示義務違反」において、本件対象公文書に記載された情報について個別具体的な内容の提示がない旨を指摘しているが、法第 23 条が届出事項を定めていること及び本件対象公文書の様式については市の窓口、ホームページ等から入手可能であるので、その記載内容については容易に推測できるものと認められる。

(3) 条例第 9 条第 2 号「個人情報」について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人情報は最大限保護する必要があることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報が記録された公文書は、原則として非公開とすることを定め、その一方で、法令の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公表を目的としている情報及び許可、免許届出等に際して作成し、若しくは取得した情報であって公益上公開することが必要であると認められるものについては、例外的に公開できることを定めたものと解される。

本件対象公文書中の情報は、前記 4 (1) 実施機関の説明要旨の情報が記載されていることが認められ、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報と認められ、条例第 9 条第 2 号本文に該当するものと認められる。

(4) 条例第 9 条第 2 号ただし書「個人情報の例外」について

ア 第 9 条第 2 号ただし書アは、「法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」は、公開しなければならないとしている。異議申立人は、法第 11 条第 1 項が住民基本台帳の一部である氏名、生年月日、性別及び住所（以下「4 情報」という。）について何人にも閲覧を認めていることから、同条により閲覧することができる情報と本件対象公文書に記載された同一の情報は、何人でも閲覧できるとされた情報であり公開されるべきであると指摘している。しかし、法第 11 条に規定する住民票と法第 23 条に規定する転居届は、明らかに別の文書であり、法第 23 条に「写しの閲覧」規定がない以上、法は転居届の写しを何人にも閲覧を認めるという趣旨で制定されたものではないと解される。したがって、本件対象公文書中の 4 情報は、「法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」には該当しないと判断する。

イ 第 9 条第 2 号ただし書イは、「公表することを目的としている情報」は、公開しなければならないとしている。転居届は、その届出によって住民票等を事実にあったものにするための情報が記載されたものである。届出により作成された住民票等は、公表することを目的としたものとは言えず、転居届そのものについても、「公表を目的とした情報」には該当しないと判断する。

ウ 第 9 条第 2 号ただし書ウは、「法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公益上公開することが必要であると認められる情報」は、公開しなければならないとしている。転居届は、法第 23 条に基づき作成されるものであるが、そこに記載された情報は個人情報として保護されるべき情報であって、個人の権利利益より公益性を優先させる必要性は認められず、「公にすることが公益上必要と認められる情報」に該当しないと判断する。

(5) 条例第 11 条「部分公開」について

条例第 11 条は、「公開請求に係る公文書に第 9 条各号の規定により公開しないことができる情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、これらの部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度にこれを分離することができるときは、公開しないことができる部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない」としている。本件対象公文書中の情報は、特定個人が当該個人に関する事項について届出たものであること及び情報の大半は特定個人に係る情報と認められる。戸籍法第 48 条が、戸籍届出書類の閲覧を利害関係人に制限していることにもかんがみ、本件対象公文書は条例第 11 条の規定により「公開しないことができる部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない」公文書には、該当しないと判断する。

(6) 結論

本件対象公文書は、市条例第 9 条第 2 号本文に該当し非公開が妥当であると判断する。よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 17 年 8 月 22 日	諮問書受理
平成 17 年 9 月 1 日	実施機関の経過及び非公開理由説明並びに審議（第 3 回審査会）
平成 17 年 9 月 30 日	実施機関の追加説明及び審議（第 4 回審査会）
平成 17 年 10 月 27 日	異議申立人の意見陳述及び審議（第 5 回審査会）
平成 17 年 11 月 24 日	審議及び答申（第 6 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	杉岡 治	弁護士
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	杉浦 肇	弁護士